

(重要) 本事務連絡は、4月1日(木)の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されたまん延防止等重点措置に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

4月1日に決定されたまん延防止等重点措置について

4月1日、第59回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)を宮城県、大阪府及び兵庫県とすることを決定しました。

また、これを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)の改正が行われております。

なお、基本的対処方針において催物(イベント等)の開催制限及び施設の使用制限等について、「別途通知する」としている規模要件等の目安についても、4月1日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年4月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)が発出されております。本事務連絡においては、重点措置区域における「催物の開催制限」及び「施設の使用制限等」等において、以下のよう示されております。

1. 催物の開催制限

(1) 重点措置区域である府県

① 催物の開催制限の目安等

- ・ 5,000人を上限とすること。
- ・ 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定さ

れる催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

・また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.（2）のとおり取り扱うこと。

② 留意事項

（Ⅰ）営業時間短縮等の働きかけ

重点措置区域である府県においては、営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。

（Ⅱ）本目安の取扱い

上記の①及び②（Ⅰ）について、以下のとおり取り扱うこと。

・本目安は、本事務連絡が発出された日から最大4日間（4月2日～5日）の周知期間を経て、その翌日（遅くとも4月6日）から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。

ア) 周知期間終了時点（遅くとも4月5日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

周知期間終了までに販売されるチケットは、各府県が適用している後記（2）又は（3）に示す目安を超えない限りにおいて、上記①及び②（Ⅰ）は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ) 上記周知期間終了後に販売開始されるもの
上記①及び②（Ⅰ）によること。

（略）

2. 施設の使用制限等

（1）重点措置区域である府県

② ①と同様に営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針 三（3）7）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、以下のとおり取り扱うこと。

（Ⅰ）催物の開催制限に係る集客施設

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）への使用制限の働きかけの目安は、以下の通りとする。なお、本事務連絡1.

（1）②（Ⅱ）を準用すること。

ア) 人数上限の目安

本事務連絡1.（1）①に準じること。

イ) 収容率の目安

本事務連絡1.（1）①に準じること。

ウ) 営業時間その他の働きかけ

重点措置区域である府県においては、基本的対処方針三（３）７)のとおり、「不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等」から、飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設についても、「営業時間や入場整理等について同様の働きかけを行うこと」とされていることを踏まえ、各知事が適切に判断すること。

(略)

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、特に、各府県においてまん延防止等重点措置を講ずべき区域等が異なることから、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和３年４月１日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第５９回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030401.pdf
- ・令和３年４月１日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第５９回）における菅内閣総理大臣発言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202104/01corona.html
- ・令和３年４月１日 宮城県、大阪府、兵庫県へのまん延防止等重点措置実施の決定等についての菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0401kaiken.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年４月１日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210401.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和３年４月１日）（新旧対照表）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210401.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年４月１日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/emergency/>

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・ターゲット別運動・スポーツの実施啓発リーフレット及びスポーツを通じた高齢者向け健康二次被害予防ガイドラインの公表について（令和2年11月13日付け2ス健ス第41号スポーツ庁健康スポーツ課長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20201116-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

- ・スポーツ庁 Web 広報マガジン DEPORTARE（デポルターレ）

<https://sports.go.jp/>

- ・子供の運動あそび応援サイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/jsa_00012.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp